



2011.3.11 に発生した東日本大震災から 1 年半余りが過ぎました。かつて経験したことがないほどの津波による被害、さらには原子力発電所の事故と、その被害は甚大なものです。その東日本大震災からの復興費用に充てる名目で、復興特別税が各税目で課税されることになりました。今回はその内容について簡単に説明したいと思います。

【所得税関係】

$$\text{復興特別所得税額} = \text{基準所得税額} \times 2.1\%$$

確定申告により納税している場合、予定納税基準額が 15 万円以上である方は、所得税のほか、復興特別所得税を合わせて予定納税することになります。この措置により源泉所得税に関しても復興特別所得税が併せて源泉徴収されることとなりました。そのため、平成 25 年分から給与等にかかる源泉徴収税額も金額が平成 24 年分とは異なります。**給与を支給する場合、平成 25 年 1 月分の源泉徴収税額には特に気を付けてください。**

たとえば、社会保険料等控除後の給与支払額が 200,000 円で、扶養親族が 0 人の場合、平成 24 年まで⇒4,670 円 が 平成 25 年から⇒4,770 円 となります。

また、給与以外の源泉徴収に関しても復興特別所得税が課税されます。主なものを例示すると次のようになります。

「**預貯金、債券の利子**」所得税(15%)＋復興特別所得税(0.351%)=15.351%(住民税 5%)

「**上場株式の配当・譲渡益等**」所得税(7%)＋復興特別所得税(0.147%)=7.147%(住民税 3%)

「**原稿料や弁護士・税理士等へ支払う報酬**」

税引き後で報酬等を 100,000 円の支払いを行っている場合には

$$100,000 \text{ 円} \div (100 - 10.21)\% \doteq 111,370 \text{ (1 円未満切捨て)} \cdots (A)$$

$$(A) \times 10.21\% \doteq 11,370 \text{ (1 円未満切捨て)}$$

が所得税及び復興特別所得税の合計額となります。

なお、この復興特別所得税は平成 25 年から平成 49 年までの 25 年間という長期間にわたって課税されることとなっています。

【法人税関係】

$$\text{復興特別法人税の額} = \text{課税標準法人税額} \times 10\%$$

※使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例、土地の譲渡がある場合の特別税率、特定同族会社の特別税率等、一定の規定により計算される額を除く。

なお、この復興特別法人税は平成 24 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの期間内に最初に開始する事業年度開始の日から同日以後 3 年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度とされています（通常 3 年間）。

【住民税関係】

均等割額に 1,000 円を加算する(年額 4,000 円⇒年額 5,000 円)。

なお、この住民税は平成 26 年度から平成 35 年度までの 10 年間課税されます。